

2教健第132号
令和2年5月5日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間からの段階的な教育活動の実施について（通知）

令和2年5月4日に政府から緊急事態宣言の延長についての方針が発せられました。これを受け、本日、知事から一斉臨時休業の期間を延長すること、さらにその際、児童生徒の学習や心身の健康の観点から、早期に休業要請を解除することが望ましいことを踏まえ、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で実施可能な教育活動を検討し、臨時休業期間中から段階的に実施すること、あわせて、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針を検討するよう要請がありました。

このことを踏まえ、県立学校については引き続き休業とします。その際、これまでも必要な登校日の設定等を行ってまいりましたが、これまで以上に感染防止策を徹底しつつ、学校の実情に応じて別紙1のとおり臨時休業期間中の分散登校等による教育活動を行っていくこととしますので、御対応願います。

また、特別支援学校については、別紙2のとおりとします。

おって、教育委員会において、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針の策定をしておりますが、その指針の策定状況や県内の感染状況によっては、休業が早期に解除される可能性もあることを申し添えます。

(問い合わせ先	高校教育課	主幹	箱崎	電話	024-521-7769)
(健康教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7777)
(特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	024-521-7964)
(義務教育課	主幹	西牧	電話	024-521-7732)